

山梨県公報

第千三百十号

平成十四年

八月五日

月 曜 日

目次

告示

広域連合の規約の一部変更の届出	四二九
広域連合の規約の一部変更の許可	四二九
土地改良区の定款の一部変更の認可	四二九
土地収用事業の認定(二件)	四二九
県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧(二件)	四三〇
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	四三〇
平成十四年度クリーニング師試験の実施	四三〇
土地改良区役員の退任及び就任(二件)	四三一
監査委員	
外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	四三一

告示

山梨県告示第三百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第三項の規定により、山梨県東部広域連合長から平成十四年四月一日から経費の支弁の方法の変更に伴い規約を変更する旨の届出があった。

平成十四年八月五日

山梨県知事

天野

建

山梨県告示第三百二十五号

山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、平成十四年七月九日付けで許可した。

平成十四年八月五日

山梨県知事

天野

建

山梨県告示第三百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十四年七月二十九日船津土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十四年八月五日

山梨県知事

天野

建

山梨県告示第三百二十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年八月五日

山梨県知事

天野

建

一 起業者の名称

竜王町

二 事業の種類

竜王町役場及び竜王町立図書館来客用駐車場拡張整備事業

三 起業地

収用の部分 中巨摩郡竜王町大字篠原字神明地内

四 使用の部分

なし

土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

竜王町役場総務課

山梨県告示第三百二十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年八月五日

山梨県知事

天野

建

一 起業者の名称

竜王町

二 事業の種類

竜王町玉幡児童館建設事業

三 起業地

収用の部分 中巨摩郡竜王町大字西八幡字浜海道下地内

使用の部分 なし
四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
竜王町役場総合保健福祉センター福祉係

山梨県告示第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（富士吉田地区県営農村活性化住環境整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十四年八月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年八月六日から同年九月二日まで
- 三 縦覧場所
富士吉田市役所
- 四 異議申立期間
平成十四年九月三日から同年九月二十五日まで

山梨県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（富士吉田東部地区県営土地改良総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十四年八月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年八月六日から同年九月二日まで
- 三 縦覧場所

富士吉田市役所
異議申立期間
平成十四年九月三日から同年九月二十五日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十四年八月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年七月二十二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 アースバウンダー
 - 2 代表者の氏名 井草清志
 - 3 主たる事務所の所在地 富士吉田市下吉田九十五番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、富士山とその周辺における貴重な文化及び自然遺産を、後世に望ましい形で引き継いでいくために必要な具体的啓発活動の実践者集団であり、これら活動のための調査・企画・情報の発信、国内外の諸団体・市民・行政及び企業とのネットワークを構築する事を目的とする。

● 平成十四年度クリーニング師試験の実施
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。
平成十四年八月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 試験日時
平成十四年十月九日（水）午前九時三十分
- 二 試験場所
甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立総合女性センター
- 三 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者
 - 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者
 - 3 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者
 - 4 クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項各号のいずれかに該当する者
- 四 受験手続
- 1 提出書類
 - 一 受験願書
 - 二 履歴書
 - 三 クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、厚生大臣の認可を受けた者はその認定書の写し）
 - 四 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）一枚
 - 2 受験手数料
七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）
受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
 - 3 受験願書受付期間
平成十四年八月十九日（月）から同月二十八日（水）まで（県の休日を除く。）
ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、八月二十八日までの消印のあるものは有効とする。
 - 4 受験願書等の提出先
受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する保健所長に提出すること。
ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。
- 五 試験科目
- 1 学科試験
 - 一 衛生法規に関する知識
 - 二 公衆衛生に関する知識
 - 三 洗濯物の処理に関する知識
 - 2 実地試験

洗濯物の処理に関する技能
六 問い合わせ先
受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、櫛形土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十四年八月五日

一 退任
山梨県知事 天野 建

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
監事	藤森 二郎	中巨摩郡櫛形町桃園一〇五七番地二 号	平成十四年五月十二日

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
監事	五味 昇孝	中巨摩郡櫛形町吉田二九番地	平成十四年七月十日

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十四年八月五日

一 退任
山梨県知事 天野 建

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	小林 敏男	大月市初狩町中初狩八一六番地	平成十四年六月三十日
同	小林 恭治	四八二番地	同
同	野澤 覺	下初狩三三四一番地	同
同	天野 力	三三六二番地	同

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
水上浩一	山梨県甲府市富士見二 一 一六	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
吉澤宏治	山梨県甲府市善光寺一 二四 二九	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
小澤 勇	山梨県甲府市西田町二 二〇	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
清水敏朗	山梨県中巨摩郡白根町百々三〇八二	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
久保嶋 仁	山梨県甲府市屋形三 五 二三	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
矢野邦夫	山梨県西八代郡市川大門町一〇五六 二	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
小俣光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
加藤隆博	山梨県中巨摩郡白根町飯野三四五六 四	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
星野正司	千葉県市川市北国分四 一 二〇	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
庄司末光	神奈川県川崎市幸区鹿島田六〇 五	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
小杉重雄	東京都東村山市萩山町五 六 一九 二〇五	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
頭島義功	東京都八王子市館町一八四五 三	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日
中嶋 正	埼玉県所沢市けやき台一 二 八	平成十四年七月一日～ 平成十五年三月三十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番